

## 福井県報

第 287 号  
令和 6 年  
2 月 27 日(火)  
火曜日発行

## 告 示

— 目 次 —

- 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型を当てはめる地域の指定(七八・環境政策課)……………一
- 福井県知事管理漁獲可能量の設定(七九・水産課)……………一
- 河川災害復旧工事5災2号その2の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格(八〇・土木管理課)……………二
- 道路の区域の変更(八一・道路保全課)……………三
- 道路の供用の開始(八二、八三・同)……………四
- 福井県水源涵養地域保全条例に基づく地域の追加指定の予定(森づくり課)……………四
- 令和六年二級建築士試験の実施(建築住宅課)……………四
- 令和六年木造建築士試験の実施(同)……………五

## 公 告

## 告 示

## 福井県告示第78号

環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第2項の規定に基づき、新幹線鉄道騒音に係る環境基準について(昭和50年環境庁告示第46号)の第1の1の表に定める地域の類型を当てはめる地域を次のとおり指定する。

なお、新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型を当てはめる地域の指定(平成29年福井県告示第113号)は、廃止する。

令和6年2月27日

福井県知事 杉本 達治

地域の類型を当てはめる地域

次の市町の地域のうち、それぞれ別図に地域の類型Iおよび地域の類型IIと表示する地域

福井市  
敦賀市  
鯖江市  
あわら市  
越前市  
坂井市  
南越前町

(別図は省略し、福井県庁、関係市役所および関係町役場において縦覧に供する。)

## 福井県告示第79号

漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第16条第1項の規定により、くろまぐろの令和5管理年度(令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間をいう。)知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和6年2月27日

福井県知事 杉本 達治

第1 くろまぐろ(小型魚)

1 知事管理漁獲可能量

法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分に、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
福井県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業	32.1
福井県くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業等	0.4

## 第2 くろまぐろ (大型魚)

## 1 知事管理漁獲可能量

法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分に、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
福井県くろまぐろ (大型魚) 定置漁業	19.9
福井県くろまぐろ (大型魚) 漁船漁業等	0.2

## 福井県告示第80号

河川災害復旧工事5災2号その2の2の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格については、建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等(平成10年福井県告示第749号)の規定は適用せず、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき、別にこの工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたので、同条第2項の規定により、その基本となるべき事項および当該資格の審査の申請の時期、方法等を次のとおり公示する。

令和6年2月27日

福井県知事 杉本 達治

## 1 一般競争入札に付する事項

## (1) 工事名

河川災害復旧工事 5災2号その2

## (2) 工事場所

一級河川 打波川

福井県大野市上打波 地係

## (3) 工事概要

復旧延長 187.0m

落差工 1基

## 2 この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格(以下「特定建設

工事入札参加資格」という。)の審査を申請することができる者  
特定建設工事入札参加資格の審査を申請することができる者は、次の条件のすべてを満たす共同企業体とする。

- (1) この工事を共同して請け負うことを目的として、福井県奥越土木事務所管内または福井県福井土木事務所管内に主たる営業所(建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第3条第1項の営業所のうち、同項の許可に係る営業所をいう。以下同じ。)を有する2の建設業者(法第2条第3項に規定する建設業者をいう。以下同じ。)により結成された共同企業体であること。
- (2) 共同企業体の構成員は、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。
  - ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)を提出する時点において、福井県の競争入札参加資格について土木一式工事A等級の資格を有すると決定されている者であること(会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者については、更生手続開始または再生手続開始の決定後に、別に定める手続に基づく競争入札参加資格の再認定を受けていること。)
  - イ 申請書を提出する時点において、法第3条第1項の許可を有しての営業年数(継続した営業年数とし、許可の失効(法第3条第3項)または許可の取消し(法第29条)があった場合はそれ以前の営業年数は通算しない。以下同じ。)が3年以上あること。
  - ウ この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員でないこと。
  - エ 共同企業体への出資の比率がいずれも30パーセント以上であること。
  - オ 申請書を提出する時点において、福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領(以下「措置要領」という。)に基づく指名停止または指名除外期間中でないこと。
  - カ 申請書を提出する時点において、建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度もしくは特定退職金共済制度のいずれかに加入していること。または退職一時金制度を有している者であること。
  - キ 申請書を提出する時点において、会社更生法の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者であつて、2(2)アの再認定を受けていない者その他経営不振に陥つたと明らかに認められる等この入札に参加するのにふさわしくないと認められる者でないこと。
  - ク 法第26条第1項に規定する主任技術者または同条第2項および第5項に規定する監理技術者(監理技術者資格者証(裏面で講習受講を確認できない場合は、これ

に加えて監理技術者講習修了証)を有する者であること。)であって、この工事に関する入札公告において定める要件を満たしている者をこの工事の現場に専任で配置することができること。

(3) 共同企業体の構成員の代表者は、共同企業体への出資の比率が構成員中最大かつ他の構成員の出資比率を上回ること。

### 3 特定建設工事入札参加資格の審査の申請手続

特定建設工事入札参加資格の審査を受けようとする者は、次に掲げるところにより申請すること。

(1) 提出書類

ア 申請書

イ 経営規模等総括表

ウ 共同企業体のすべての構成員の経営規模等評価結果通知書および総合評定値通知書(経営事項審査の結果についての法第27条の27および第27条の29第1項の規定による通知に係る文書をいう。)の写し(令和5・6年度の福井県建設工事等競争入札参加資格審査(再審査を含む。)において用いたものに限る。)

エ 共同企業体協定書

オ 技術職員名簿

(2) 申請書等(3(1)に掲げる提出書類をいう。以下同じ。)の交付期間等

ア 交付期間

令和6年2月27日(火)から同年3月14日(木)まで(福井県の休日を定める条例(平成元年福井県条例第2号)第1条に規定する県の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

福井県大野市友江11-14

福井県奥越土木事務所総務課

(3) 申請書等の提出期間等

ア 提出期間

申請書等の交付期間と同じとする。

イ 提出場所

申請書等の交付場所と同じとする。

ウ 提出方法

郵送(民間事業者を含む。以下同じ。)または持参して提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

なお、郵送により提出する場合には、配達記録が残る書留郵便等を利用して送付しなければならない。

エ 提出部数

### 正本1部および副本1部

#### 4 特定建設工事入札参加資格の有無および格付けの決定

特定建設工事入札参加資格の審査の申請をした者の特定建設工事入札参加資格の有無については、3(1)に掲げる提出書類を審査した上で決定し、その格付けについては3(1)ウに掲げる書類に基づき、3(1)イに掲げる書類により審査の上、決定するものとする。なお、特定建設工事入札参加資格の有無および格付けを受けた者であっても、申請書を提出した後開札までに、共同企業体の構成員のいずれかが措置要領に基づく指名停止または指名除外の措置を受けた場合その他経営不振に陥ったと明らかに認められる等の入札に参加するにふさわしくないと認められる場合には、特定建設工事入札参加資格および格付けの決定を取り消すことがある。

#### 5 特定建設工事入札参加資格の有効期間

特定建設工事入札参加資格の有無および格付けの決定は、この工事の請負契約に係る一般競争入札についてのみ有効とし、この工事を落札した共同企業体の入札参加資格および格付けにあつてはこの工事が完了し、当該共同企業体の清算が完了した日に、その他の共同企業体にあつてはこの工事の請負契約が締結された日に、その効力を失うものとする。

#### 6 その他

特定建設工事入札参加資格の審査についての照会先

福井県土木部土木管理課建設産業・人材支援室

電話番号 0776-20-0470

### 福井県告示第81号

一般県道金津丸岡線の下記区間において、道路の区域を変更したので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および三国土木事務所において、令和6年2月27日から20日間一般の縦覧に供する。

令和6年2月27日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	新	旧	区間	幅員 (単位: メートル)	延長 (単位: メートル)
		新		あわら市笹岡16字大 平90番から あわら市笹岡16字大 平89番まで	5.7 ~ 5.8	47.3

一般県道 金津丸岡線	新	あわらし市笹岡16字大 平90番地先から あわらし市笹岡16字大 平62番3まで	11.5 ～ 16.5	46.9
	旧	あわらし市笹岡16字大 平90番地先から あわらし市笹岡16字大 平62番3まで	11.5 ～ 16.5	46.9

### 福井県告示第82号

一般県道金津丸岡線の下記区間において、道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および三国土木事務所において、令和6年2月27日から20日間一般の縦覧に供する。

令和6年2月27日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般県道	金津丸岡線	あわらし市笹岡16字大平 90番から あわらし市笹岡16字大平 89番まで	令和6年 2月27日

### 福井県告示第83号

一般国道476号の下記区間において、道路改良工事の竣工に伴い、道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および丹南土木事務所において、令和6年2月27日から20日間一般の縦覧に供する。

令和6年2月27日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道	476号	今立郡池田町松ケ谷33 字カシガキ1番5から 今立郡池田町持越39字 上陰平1番3まで	令和6年 3月3日

## 公 告

福井県水源涵（かん）養地域保全条例（平成25年福井県条例第19号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定に基づき、水源涵養地域を指定する予定であるので、条例第10条第3項の規定により、次のとおり公告し、図面および関係書類を縦覧に供する。

なお、水源涵養地域の指定に直接の利害関係を有する者は、条例第10条第4項の規定により、縦覧期間満了の日までに福井県に意見書を提出することができる。

令和6年2月27日

福井県知事 杉本 達治

### 1 水源涵養地域に指定する予定の区域

- (1) 令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に、森林法（昭和26年法律第249号）第25条の規定により指定された水源かん養保安林

### 2 縦覧に供する期間および場所

- (1) 縦覧に供する期間

令和6年2月27日から令和6年3月11日まで

- (2) 縦覧に供する場所

福井県農林水産部森づくり課ならびに福井県福井農林総合事務所林業部、福井県坂井農林総合事務所林業部、福井県奥越農林総合事務所林業部、福井県丹南農林総合事務所林業部、福井県嶺南振興局林業水産部および福井県嶺南振興局二州農林部

### 3 意見書の提出先

福井市大手三丁目17番1号  
福井県農林水産部森づくり課

建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、令和6年二級建築士試験（以下「試験」という。）を実施するので、建築士法施行細則

(昭和25年福井県規則第99号)第16条の規定により、次のとおり公告する。  
なお、試験の実施に関する事務は、法第15条の6第1項の規定により、福井県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターが行う。

令和6年2月27日

福井県知事 杉本 達治

1 試験日および時間

(1) 学科の試験

令和6年7月7日(日) 午前10時10分から午後5時20分まで

(2) 設計製図の試験

令和6年9月15日(日) 午前11時から午後4時まで

2 試験の場所

(1) 学科の試験

福井市文京3-9-1

福井大学(文京キャンパス)

(2) 設計製図の試験

福井市文京3-9-1

福井大学(文京キャンパス)

3 受験資格

法第15条各号のいずれかに該当する者であること。

4 受験申込手続

(1) 受付期間

令和6年4月1日(月) 午前10時から令和6年4月15日(月) 午後4時まで

(2) 申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<https://www.jaenic.or.jp/>)

において、必要な事項を入力し申込むこと。

なお、インターネットによる受験申込が行えない正当な理由がある場合(身体に障がいがありインターネットの利用が困難である等)には、令和6年4月8日(月)までに公益財団法人建築技術教育普及センター本部に申し出ること。

5 合格者の発表

令和6年12月5日(木) ごろ(学科の試験については、令和6年8月26日(月)

ごろ)

6 問合せ先

福井市御幸3丁目10番15号

一般社団法人福井県建築士会

電話 0776-24-8781

7 その他

設計製図の課題は、令和6年6月12日(水) ごろから公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<https://www.jaenic.or.jp/>)において公表する。

建築士法(昭和25年法律第202号。以下「法」という。)第13条の規定に基づき、令和6年木造建築士試験(以下「試験」という。)を実施するので、建築士法施行細則(昭和25年福井県規則第99号)第16条の規定により、次のとおり公告する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第15条の6第1項の規定により、福井県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターが行う。

令和6年2月27日

福井県知事 杉本 達治

1 試験日および時間

(1) 学科の試験

令和6年7月28日(日) 午前10時10分から午後5時20分まで

(2) 設計製図の試験

令和6年10月13日(日) 午前11時から午後4時まで

2 試験の場所

(1) 学科の試験

福井市文京3-9-1

福井大学(文京キャンパス)

(2) 設計製図の試験

福井市文京3-9-1

福井大学(文京キャンパス)

3 受験資格

法第15条各号のいずれかに該当する者であること。

4 受験申込手続

(1) 受付期間

令和6年4月1日(月) 午前10時から令和6年4月15日(月) 午後4時まで

(2) 申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<https://www.jaenic.or.jp/>)

において、必要な事項を入力し申込むこと。

なお、インターネットによる受験申込が行えない正当な理由がある場合(身体に障がいがありインターネットの利用が困難である等)には、令和6年4月8日(月)までに公益財団法人建築技術教育普及センター本部に申し出ること。

5 合格者の発表

令和6年12月5日(木) ごろ(学科の試験については、令和6年8月26日(月)

ごろ)

6 問合せ先

福井市御幸3丁目10番15号

一般社団法人福井県建築士会

電話 0776-24-8781

7 その他

設計製図の課題は、令和6年6月12日(水)ごろから公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<https://www.jaic.or.jp/>)において公表する。